

別記1 岩手公園指定管理者仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 この仕様書は、指定管理者が行う 岩手公園（以下「公園」という。）の管理
代行業務（以下「業務」という。）について適用する。

(管理の基本方針)

第2条 この公園は、国指定史跡盛岡城跡を活用した多くの市民や観光客が訪れる本市
を代表する公園であることを踏まえ、史跡の保存と都市公園としての品格を保持する
ことを基本に管理を行うものとする。

2 史跡公園であることから、石垣や地下の遺構の保存のほか、景観の保持に留意して
管理を行うものとする。

3 公園内では、各種ボランティア団体による清掃や公園の案内等の活動が行われてい
るので、この活動と連携した管理に努めるものとする。

4 公園内で行われる各種イベントの開催にあたっては、公園管理者として協力するも
のとする。

(法令等の遵守)

第3条 公園の管理は、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令等を遵守し行うことと
する。

- (1) 地方自治法、同施行令ほか行政関係法規
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- (3) 消防法
- (4) 個人情報の保護に関する法律
- (5) 都市公園法、同施行令、同施行規則
- (6) 市都市公園条例、同施行規則
- (7) 市情報公開条例
- (8) 市個人情報の保護に関する条例
- (9) 文化財保護法
- (10) 市文化財保護条例
- (11) その他管理運営を行うにあたり必要な関係法令

(業務の履行)

第4条 指定管理者は、本仕様書及び関係法令の規定に基づき、業務を履行するものと
する。

2 業務の履行範囲は、公園の開設区域及び施設の全てとする。

ただし、岩手公園地下駐車場、もりおか歴史文化館及び彦御蔵を除くものとする。

(別図1)

3 指定管理者は、この仕様書に定めがない事項であっても、業務遂行上必要と認めら
れる事項については、管理代行料の範囲内において実施するものとする。

4 指定管理者と市は、業務を履行する上で必要となる詳細事項について協議を行い、
この協議に基づき協定を締結する。

(供用期間等)

第5条 公園の供用期間は、4月1日から3月31日のまでとする。

(指示の履行)

第6条 指定管理者は、市の指示に従い、相互に協調して業務を円滑に遂行しなければならない。

(暴力団排除措置)

第7条 指定管理者は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の使用に係る許可その他の処分をせず、又は当該処分を取り消すことができるものとする。

2 指定管理者は、暴力団員等に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある許可その他の処分(法令により既に暴力団排除の措置が採られている処分及び前述の処分を除き、以下「利益付与処分」という。)をしないものとする。

3 指定管理者は、利益付与処分を受けた者が暴力団員等に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消すことができるものとする。

(サービスの向上)

第8条 施設を清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努めることとする。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応することとし、定期的に市に報告するものとする。

(運営状況の監視と公表)

第9条 市は、指定期間中、次の取り組みを基本としながら、指定管理者に対して管理日誌(様式第1)の提出を求める。また、定期的な巡回点検や確認を行い、運営状況の把握に努めるとともに、一年度に一回以上、利用者の意見を直接聴く場を設けるなど、利用者の意見を幅広く聴き、その反映に努める。

(1) 指定管理者が毎年度終了後に提出する事業報告書(地方自治法第244条の2第7項)を検証する。

(2) 市と指定管理者は、業務の履行状況確認等(モニタリング)を実施し、その結果を公表する。

(要求水準)

第10条 市が指定管理者に求める要求水準は次のとおりとする。

なお、最終的には、市と指定管理者が協議の上、事業計画書に数値目標(指標)を設定し、管理運営を行うものとする。

また、設定した数値目標(指標)は、指定管理者及び市による年度評価を実施する際の基準となるものであり、年度評価の実施後にはその結果を公表する。市ではモニタリング及び年度評価の結果を踏まえ、指定期間終了の前年度に総括評価を実施し、その結果を公表する。

項目	評価指標	要求水準				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市民の平等使用の	利用者に向けたサービスPRの回数	12回	12回	12回	12回	12回

確保						
サービスの向上	苦情・要望に対し解決した割合	80%	80%	80%	80%	80%
管理経費の縮減	指定管理料を超えない歳出決算額の維持	—	—	—	—	—
適正な管理運営	利用者評価の「非常に満足」「満足」「普通」の割合	75%	75%	75%	75%	75%

第2章 従業者

(従業者の配置等)

第11条 指定管理者は、業務を円滑に遂行するため、各業務に適した者（以下「従業者」という。）を適時適切に配置するものとする。

2 指定管理者は、統一した名札等を定めて掲示し、従業者であることを明確にしなければならない。

(サービス)

第12条 指定管理者は、従業者に公の施設の管理代行業務に従事するものであることを自覚させ、利用者との対応、作業の態度等には十分に注意を払わせなければならない。

2 指定管理者は、従業者に業務上知り得たことを他に漏らさせてはならない。

第3章 施設管理

(植栽管理)

第13条 指定管理者は、公園の芝生、樹木等の維持管理のため、必要な措置を行うものとする。

なお、植栽管理の基準を参考に示すと、別添1のとおりである。

(施設管理)

第14条 指定管理者は、別表1に掲げる施設（以下「対象施設等」という。）及び維持管理業務について、適正かつ良好な状態で施設を管理し、業務を実施しなければならない。

2 指定管理者は、対象施設の維持管理のため、予防保全及び事後保全を行うものとする。

(1) 予防保全は、定期的に点検、手入れなどを行い、安全性、快適性、機能性を確認するとともに、劣化や損傷による事故を未然に防止する。

(2) 事後保全は、劣化損傷に対して取換・補修を行い、安全性、機能性、快適性、美観を回復する。

(予防保全)

第15条 指定管理者は、別表2に掲げる施設点検要領により、毎日、対象施設等の点検（巡視）を実施するものとする。ただし、花見期間及び年末年始における対応につ

いては、あらかじめ市と協議するものとする。

対象施設等の点検（巡視）は、午前8時30分から午後5時15分の間に2回以上、午後5時15分から午前8時30分の間に2回以上を、それぞれ状況に応じて行うものとする。

- 2 震度4以上の地震が発生した場合には、石垣や公園施設に異常がないか確認することとし、異常を発見した場合には、市に報告するとともに、安全対策を講じるものとする。
- 3 点検により施設の異常を発見したときは、速やかに使用停止又は応急措置を行うとともに、軽微なものを除き、市に公園施設破損等報告書（様式第2）等により報告するものとする。
- 4 指定管理者は、前項の措置を行うほか、軽易な修繕を行うため最低限必要な器具・機材類を管理代行料の範囲内において常時備えておくものとする。

（事後保全）

第16条 指定管理者は、事後保全に係る施設補修として別に掲げる修繕工事等を実施するものとする。

- 2 指定管理者は、利用者による対象施設の破損・盗難等の事件を発見したときは、速やかに盛岡東警察署に通報するとともに、前条第3項の例により市に報告するものとする。

（法定点検等）

第17条 指定管理者は、次に掲げる法令により点検等が義務付けられている施設及び安全上若しくは保安上点検等が特に必要と認められる施設について、点検等の処置を行うものとする。

この場合において、当該点検項目及び内容等はそれぞれの法令等に従うものとする。

（1）消防設備等

（2）照明施設等

（3）遊具施設

（光熱水費等の支払い）

第18条 指定管理者は光熱水費等の支払を行うものとする。

（指定管理者と市とのリスク分担）

第19条 指定管理者と市のリスク分担は、原則として次のとおりとする。

○指定管理者と市とのリスク分担

指定管理者と市のリスク分担は、原則として次のとおりとします。

段 階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
共 通	法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更	協議事項	
	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
申請・準備段階	申請コスト	申請費用の負担		○
	準備コスト	業務引継ぎに要する費用の負担		○
運営段階	運営費の変動	燃料購入単価及び電気料金単価の変動に伴う燃料費の変動（※1）		○（基準内）

		公共料金の料金改定に伴う光熱水費の変動	協議事項	
		上記以外で、市以外の要因による運営費の変動		○
	施設・設備の損傷	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷		○
		上記以外による施設・機器等の損傷（※2）	○	○
	債務不履行	施設設置者（市）の協定内容の不履行	○	
		指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
	損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
		施設、機器の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	協議事項	

※1 基準を超過した部分の燃料費及び電気料金については、市と指定管理者の協議によりリスク分担を決定します。

※2 年度協定において定める年間修繕料を上回る修繕は、市との協議事項とします。

（保険及び損害賠償の取扱い）

第20条 指定管理業務の範囲内での指定管理者が負うべき賠償責任については、市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」の対象となります。ただし、当該保険の賠償責任を超えることが想定される業務がある場合は、指定管理者が独自に保険に加入してください。

また、施設内での自主事業等、指定管理者が独自に行う事業については対象外となりますので、その規模等に応じ、想定される賠償責任に見合った保険に加入してください。

なお、市が加入している保険内容は次のとおりです。

(1) 保険名称 全国市長会市民総合賠償補償保険（賠償責任保険）

(2) 保険金額（てん補限度額）

- ア 身体賠償 1名につき 1億円
1事故につき 10億円
- イ 財物賠償 1事故につき 2,000万円
- ウ 免責金額 なし

（管理運営に要する費用）

第21条 市は、施設サービスの質が低下することがないように、指定管理者に対して、管理に要する費用（以下「指定管理料」という。）を支払う。

指定管理料は、指定管理者の収支予算書における提案額を基本として、年度協定で定めた額を予算の範囲内で支払うものとし、修繕費を除き、原則的に指定管理料の精算は行わないものとする。

指定管理料は、6期（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に分割して支払うこととし、支払いに必要な事項については別途年度協定で定める。

2 市は、年間の修繕費の額を指定管理料に算入する。年間の修繕費の額は年度協定において定める。実績が下回った場合はその差額を返納し、上回る場合は市と事前に協

議をした上で、必要な場合は市から追加して支払うものとする。

(業務の再委託)

第 22 条 包括的な業務の再委託は認めない。個別の業務の再委託については、事前に市と協議を行うものとする。

(市内中小企業への発注協力)

第 23 条 市内地域経済の活性化を図るため、小規模修繕等の工事の発注、物品や役務の調達等に当たっては、市内登録業者への発注を優先的に行うこととする。

(管理に要する機材)

第 24 条 公園管理に要する機材等は、指定管理者において準備するものとする。

(物品等の帰属)

第 25 条 指定管理者が、指定期間中に市から支払われた指定管理料により購入した物品については、市に帰属するものとする。

2 指定管理者は、市が所有する物品については、「盛岡市財務規則」に基づいて、善良な管理者の注意をもって使用し、また、常に良好な状態で、使用ができるように保管しなければならない。

(清掃)

第 26 条 指定管理者は、公園施設の美観の保持及び快適な環境の保全のため、次に掲げる事項に配慮し、定期的清掃を実施するほか、随時必要な措置を行うものとする。

(1) 公園利用の妨げとならないよう作業を実施すること。

(2) 廃棄物及び回収物等は、速やかに、かつ、適正に搬出又は処理すること。

(3) 薬剤の取り扱い及び管理については、十分に注意すること。

第 4 章 利用管理等

(利用案内等)

第 27 条 指定管理者は、必要に応じて、利用者により広く公園に関する情報を提供し、利用者に利便と利用の促進を図るものとする。

2 指定管理者は、利用者からの苦情・提言等があった場合は受付、対応し、市に報告するものとする。

3 指定管理者は、公園施設の使用・占用について、申込や協議等があった場合には、市に申請・協議をするよう案内するものとする。

(利用指導等)

第 28 条 指定管理者は、公園の保全上又は機能の増進のため、次に掲げる事項について指導等を行うものとする。

(1) 公園内での禁止行為又は危険行為の予防又は制止のための指導。

(2) 公園施設の正しい使用方法及びルール等に係る指導。

(3) その他公園管理上必要な指導又は調整等。

2 指定管理者は、前項の業務を実施するため、利用者の状況に応じて、園内を巡視するものとする。

(自主事業)

第 29 条 指定管理者は、施設の設置目的を果たすために、次に掲げるものについて施設利用許可基準の範囲内で自ら企画し、創意工夫で事業を行うことができる。

- (1) 公園の魅力の向上に寄与する事業
- (2) 利用者へのサービス向上に寄与する事業

2 指定管理者は、前項の事業を実施する場合は次の事項を遵守すること。

- (1) 指定管理者が自主事業を行う場合の施設の利用については、一般利用者における施設の利用に影響がないよう配慮すること。
- (2) 自主事業の実施に当たっては、あらかじめ市と協議を行うこと。
- (3) 自主事業を行う場合の施設等の利用に係る使用料金及び事業費は指定管理者が負担すること。

(調査)

第 30 条 指定管理者は、公園内を巡視し、次の事項について、第 9 条に規定する管理日誌に記載するものとする。

- (1) 天候、気温（公園内）等気象状況。
- (2) 管理で支障・異常及び事故等があった場合の内容。
- (3) 公園利用の大きな行事等。
- (4) 公園内での植物の開花や渡り鳥の動向等。
- (5) 市が別途発注した公園内での工事・委託業者の出入状況。
- (6) 自主管理によって剪定・伐採した樹木の内容。

(事故の処理)

第 31 条 指定管理者は、人身事故が発生した場合には、事故者の保護に努め、応急手当を行うほか、救急車の要請等適切な措置を行わなければならない。

また、指定管理者は、携帯できる救急医薬品等を常備しておかなければならない。

2 指定管理者は、利用者の金品の盗難、紛争等の事件が発生した場合には、盛岡東警察署に通報するものとする。

3 指定管理者は、事故・事件（以下事故等」という。）について、当事者又は目撃者等から、場所、経緯、並びに住所、氏名、保護者等を聴取し、原因の究明に努めるとともに、関連、重複事故等を防止する処置や、管理上の改善が必要と認められる事項については、速やかに対応するものとする。

4 指定管理者は、事故等の顛末を事故報告書（様式第 3）により、速やかに市に報告するものとする。

5 事故が発生した場合には、誠意をもって被害者との交渉にあたらなければならない。

(災害・事故等対策)

第 32 条 指定管理者は、公園に関わる災害・事故等を想定した対策案を、あらかじめ市と協議の上策定するものとし、災害・事故等が発生した場合は、速やかに市及び関係機関に連絡すると共に、被害者の救護や被害の拡大防止対策等を講じなければならない。

2 指定管理者は、大雨、強風、雷、大雪、異常乾燥等の、災害・事故等に関わる気象情報の発令や防犯情報に留意して必要に応じて事前対応体制で臨むものとする。

3 指定管理者は、災害、事故等の発生があった場合、報告書（様式第3）を提出するものとする。

（連絡調整）

第33条 指定管理者は、公園占用物件の事故等、本仕様書に記載されていないものについても、業務に関連する事項について、市及び関係機関、関係団体との連絡調整を行うものとする。

2 指定管理者は、あらかじめ1か月程度の業務内容を、市に連絡（様式任意）するものとする。

（個人情報保護）

第34条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）において、指定管理者には、次の義務が課されている。

（1）個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

（2）個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。また、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された電算処理個人情報ファイルを提供したり、不正な利益を図る目的で個人情報を提供し、又は盗用したときは、刑事罰の対象となる。

（3）その他、【別記4】個人情報取扱事務に係る特記仕様書に記載のとおり。

（帳簿書類等の保存年限）

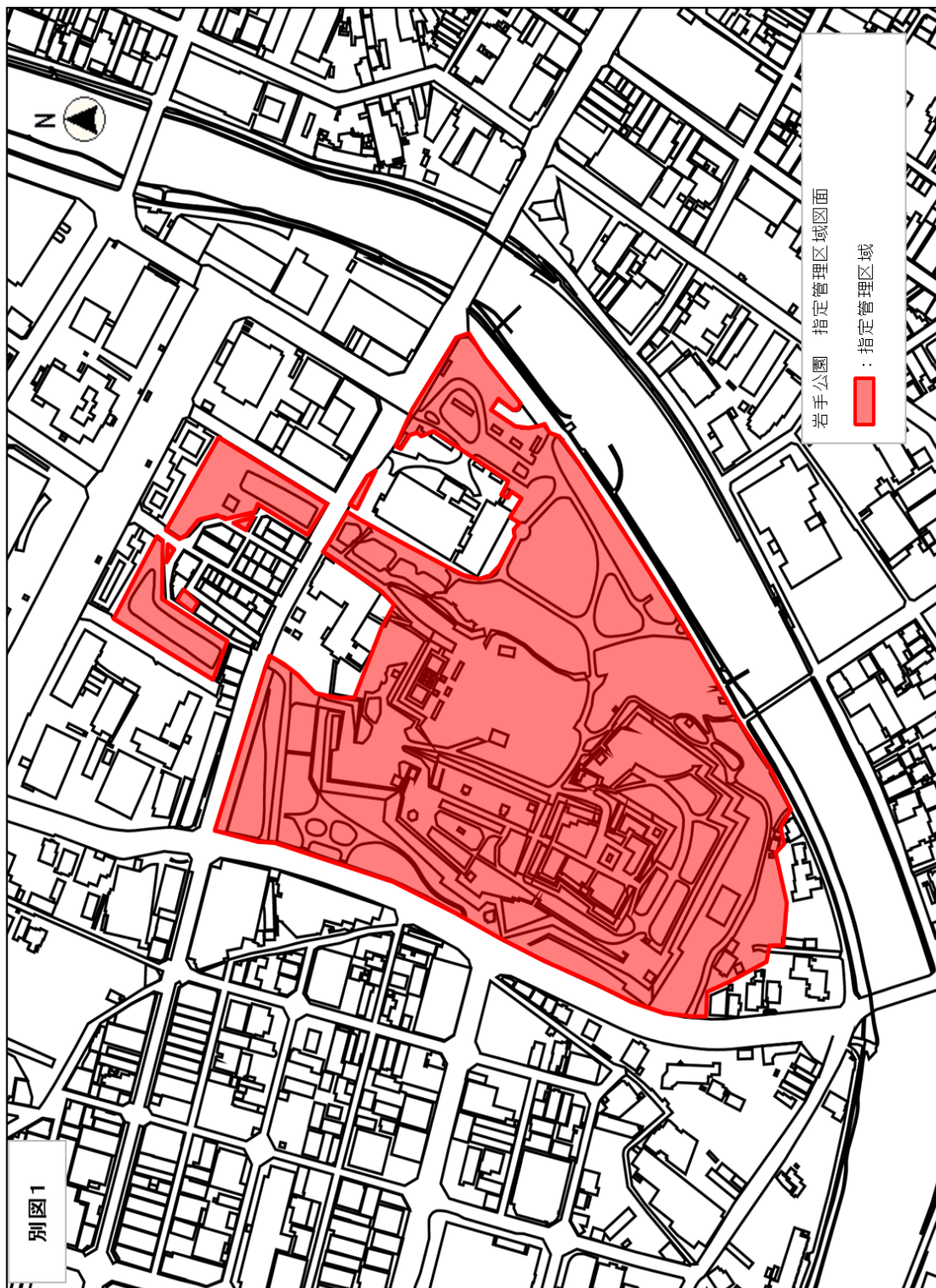
第35条 指定管理者として作成した書類は、その帳簿等の閉鎖の時から、5年間保存することとする。

（指定管理者の事務所）

第36条 指定管理者は、既設の公園管理事務所を事務所として使用することができるものとする。なお、従業員の駐車場は別図2のとおりとする。

（環境への配慮）

第37条 指定管理者は、指定管理業務において省資源・省エネルギーに努めるとともに、廃棄物排出量の抑制、自然・生活環境の保全を行う等、環境への配慮を行うものとする。また、関係法令や市の計画に基づき、当該施設におけるエネルギー使用量等を管理し、市に報告するものとする。





(様式第1)

管 理 日 誌

令和 年 月 日 ()		責任者	記録者	勤務者・勤務時間	時間等 気温 天候	9時	12時	15時	その他気象現象等	
主な出来事					主な作業					
		異常の有無		異常の場所	作業箇所	作業内容		従事人員	特記事項	
第1回		： から まで								
第1回		： から まで								
第3回		： から まで								
第4回		： から まで								
第5回		： から まで								
関係機関等との協議・調整事項										
その他特記事項										

(岩手公園 様式第2)

令和 年 月 日

盛岡市長 殿

指定管理者

公園施設破損等報告書

区 分	
日 時	年 月 日 時 分ごろ
場 所	
被害額 (概算)	
破損等の原因 または 加害者氏名等	
破損等に対し てとった処置	
その他 (目撃者の 氏名等)	

※事故の内容に応じ、現場見取図、写真等事故の状況を明らかにする書類を添付すること。

(岩手公園 様式第3)

令和 年 月 日

盛岡市長 殿

指定管理者

事 故 報 告 書

事 故 名				事故の種類		
事故の日時	年 月 日 時 分 ころ					
事故の場所						
事故の当事者 及び保護者	区分	職	氏名 (年齢)	区分	職	氏名 (年齢)
事故の当事者 及び保護者	区分	職	氏名 (年齢)	区分	職	氏名 (年齢)
事故の原因 及び状況						
事故に対して とった措置						
被 害 額 等						

注1 事故の内容に応じ、現場見取図、写真等事故の状況を明らかにする書類を添付すること。

2 事故報告書は、事故の内容が判明次第速やかに提出するものとし、その後の経過については、事故の進展に応じて適宜追加して報告すること。

(別添1)

植 栽 管 理 基 準

(注) この基準は、植栽管理を行ううえでの目安であり、良好な状態が維持されれば、必ずしもこれに拘束されるものではない。

1 植込地

(1) 刈込み

① 一般事項

ア 枝の密集した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込む。

イ 裾枝の重要なものは上枝を強く、下枝を弱く刈り込む。また、針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ十分注意しながら芽つき等を行う。

ウ 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期と着工位置に注意する。

エ 数年の期間において刈込みを実施する場合、第1回の刈込みの際に一度に刈り込まないで、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。

オ 刈り取った枝葉は速やかに処理する。特に枝葉が樹冠内に残らないようきれいに取り去る。

カ 刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。

② 大刈込み

ア 各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を十分考慮しつつ刈り込む。

イ 植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝葉を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行う。

③ 生垣刈込み

ア 枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈り込み、天端をそろえる。

イ 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束にはしゅろ縄を用いる。

(2) 除草

① 抜取除草

ア 既存地被類を傷めないよう除草器具等を用いて根ごと取り除く。

イ 抜き取った雑草は速やかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

② 刈取除草

ア 既存植物を傷めないよう鎌等を用いて根際より刈り取る。

イ その他は「抜取除草」に準ずる。

③ 薬剤除草

ア 1 薬剤除草は認めない。

(3) 清掃

① 全面清掃

ア 植込地内のくず籠、吸殻入れ及びその周囲のゴミを取りこぼしのないようきれいにかき集め指定箇所に運搬処理する。

イ 植込地内に散乱するゴミ類とともに。落葉、落枝等も竹ぼうき等によりかき集め、指定箇所に運搬処理する。なお、できるだけ土を含めないよう注意する。

ウ 下木内のゴミ等は、下木類を傷めないよう注意して取り除く。

エ 燃性ゴミと不燃性ゴミとに分離する場合は、それぞれ確実に仕分けし、指定方法により処理する。

② 選択清掃

ア 落葉、落枝等はなるべくそのまま堆積させて土に還元させるよう努める場合は、ゴミ、あき缶等是一个一个取り除き、指定箇所に運搬処理する。

イ その他は「全面清掃」に準ずる。

2 芝生地

(1) 刈込み

① 芝生地内にある石、あき缶等障害物はあらかじめ取り除く。

② 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。

③ 樹木の根際、さく類のまわり等機械刈りの不適當または不能の場所は手刈りとする。

④ 縁切りは、寄植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあっては、樹冠の垂直投影線より 10cm 程度外側で垂直に切込み、せん除する。

⑤ 刈り取った芝は、速やかに処理するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。

(2) 施肥

① 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。

② 肥料を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面が濡れている時は行わない。

(3) 除草

① 芝生を傷めないよう、除草器具等を用いて根より丁寧に抜き取る。

② 抜き取った雑草は速やかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

- ③ 薬剤除草は認めない。

(4) 病虫害防除

① 剪定防除

ア アメリカシロヒトリ、チャケムシ等の幼令期に枝葉に集団で生活している虫の場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、速やかに処分する。

② 薬剤防除

ア 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分注意する。

イ 散布方法は、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。

ウ 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施する。

エ 散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合したものを病虫被害部分を中心にむらなく散布する。

オ 散布に際しては、風上に背を向けて風下から行う。また、来園者をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからないよう十分注意して行う。

カ 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。

3 草地

(1) 草刈

- ① 草地内にある石、あき缶等障害物はあらかじめ取り除く。
- ② 樹木、株者、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないように均一に刈込む。
- ③ 樹木、株者、柵等の周辺も刈り残しのないように仕上げる。また、それらにからんでいるつる性雑草もきれいに除去する。
- ④ 刈草は毎日指定箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに刈跡はきれいに清掃する。

(2) 清掃

植込地の清掃に準ずる。

4 花壇

(1) 材料一般

- ① 花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない整一な形勢のものを使用する。

- ② 球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

(2) 地拵え

- ① 古株、雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、指定箇所に運搬処理する。
- ② 花壇面は床上をシャベル等により 30cm 程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。
- ③ 肥料を施す場合は、所定の施肥量を花壇面に均一にまき、くわ、レーキ等により床上とよく混合する。

(3) 植えつけ

- ① 花苗、球根の植えつけは、監督員の指示するデザインに従い、花壇面にあらかじめ紐又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植えつける。
- ② 植えつけ後はよく灌水し、傾いたり根が浮き上がる等植え付けが確実でないものは植え直しする。

(4) 除草・灌水

- ① 除草及び灌水は、天候、土壤状態に注意し、無駄なくしかも時期を失しないよう行うこと。
- ② 除草は花苗を傷めないよう、除草器具等により雑草だけ根より抜き取る。この際、花苗の根が浮き上がっているものは植え直す。
- ③ 灌水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水が行き渡るよう浸透させる。

(5) 施肥

- ① 元肥は、花壇面に所定の施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込む。
- ② 追肥は、肥料の種類及び植物の生育状態に応じ、最も効果的な方法で行う。

(6) 病虫害防除

芝生地の病虫害防除に準ずる。

(7) その他

- ① 花壇縁取り及び修景用株者、花木等は「植込地」の諸管理に準じて行う。
- ② 花壇内の芝生管理については「芝生地」の諸管理に準じて行う。

5 菖蒲

(1) 除草

除草は根より丁寧に抜き取り、指定箇所に運搬集積し、まとめて処理する。

(2) 株分け

- ① 花後の株分けは、茎部を傷つけないよう掘り上げ、古土を落とし、古根、古茎を切り捨てる。
- ② 株分けに際しては、切口をなるべく小さく、どの株にも均等に根がつくよう手際よく行う。
- ③ 休眠期の株分けは、掘り上げた株を新しく分けつした芽が5～7芽含むように適当な大きさにエンピ等により分ける。

(3) 定植

株分けした芽は、品種を混同しないよう整理し、指定箇所に5～7芽を標準として定植する。

(4) 施肥

指定の施肥量を菖蒲の根に直接触れないよう株間に溝掘りをして施肥し、埋め戻す。

岩手公園 別表 1

「指定管理者」管理等業務委託に係る施設及び維持管理業務

岩手公園					
項目	施設(業務)	規模、数量	業務内容	業務量数量	備考
施設管理 全般	岩手公園 開設面積	公園全域 面積9.2ha	園内巡視 (昼間巡視)	毎日2回以上 必要の都度	
			園内夜間巡視	園内全域の施設を 毎夜、2回以上巡視	指定した場所を除く
	(除雪排雪)		除雪排雪 主要園路、階段等	冬期間 必要の都度	
施設管理	管理事務所1棟	建築面積 107.38㎡	管理事務所の管理全般 (警備含む)		
	(公園清掃)	公園全域	園庭、園路清掃 (落葉収集含)	週3回程度 まつり期間は毎日	
	園庭、園路	公園全域	園庭、園路の補修	必要の都度	
	(環境改善業務含)	公園全域	落葉収集、搬出	秋の落葉収集等 必要な都度	
	便所	4箇所	便所清掃	週3回程度 (必要な都度)	まつり期間は毎日
	四阿		四阿清掃 点検、巡視	週3回程度として 必要な都度	
	(人力除草)	公園全域	園庭草取り	週1回程度 随時	
	(機械草刈り)	26,519㎡	園庭草刈り	必要の都度	
	(塵芥収集)	全域	塵埃収集処理業務	必要の都度 まつり期間毎日	
	サクラ林、ウメ林他	公園全域	サクラ花見、ごみ収集 公園内	まつり期間毎日	4月～5月上旬
			サクラ花見、ごみ収集 公園周辺		
			サクラ花見、園内巡視		
	排水施設		排水施設の修繕 (便所污水詰含)	必要の都度	
			側溝の清掃	必要の都度	
	水道施設		水道施設の修繕 (手洗蛇口、水飲器)	必要の都度	
	照明灯	53箇所他	照明灯設備の点検	53基他 2年に1回	
			照明灯具、柱の 異常の有無確認	必要の都度	
			照明灯電球交換	必要の都度 毎夜巡視	
	ガス燈		ガス燈の巡視	毎夜巡視 4箇所	
	その他		「鳥の巣」の保護等	必要の都度	
			注意看板等の製作設置	必要の都度	
			機械器具の小規模修繕	必要の都度	

岩手公園					
項目	施設 (業務)	規模 数量	業務内容	業務量数量	備考
池の管理	噴水	噴水1基	噴水稼動確認 (鶴ヶ池)	必要の都度	
		ポンプ1基	噴水機械維持保守 (鶴ヶ池)	必要の都度	
	魚類生物	鯉ほか	池水の取水柵の維持 管理(鶴ヶ池)	必要の都度	(ノズル詰り 柵土砂除去)
			魚類、生物の生息確認	随時	
			池内の水面清掃 (浮遊物の除去)	必要の都度	
			池内の底清掃 (沈殿土砂・落ち葉の除去)	必要の都度	
			池水の取水口維持管理 (取水柵土砂除去)	必要の都度	中津川内の 取水柵清掃
			池水の取水口送水管 維持保守	必要の都度 (概ね3年に1回)	
			池水の取水ポンプ維持 保守	必要の都度	盛岡東警察 署敷地内
			放流口の管理(巡視) (鶴ヶ池及び亀ヶ池)	必要の都度	
	植物	池全体	菖蒲、蓮ほかの管理 (除草、藻の除去)	必要な都度	
樹木管理 (低木)	樹木		低木剪定 (ツツジ等)	樹種の必要の都度 年1回	
	松	約400本	松のみどり摘み	6月～7月 年1回	
	樹木		雪囲い	必要の都度 玉物仕立	
環境改善	(公園清掃含)	公園全域	落葉の収集	秋 秋(3～4日/週)	
			落葉の搬出運搬 (落葉堆肥作り場所へ運搬)	秋 収集の都度	
樹木管理 (高木)	樹木	約3,000本	高木剪定 (サクラ約250本)	必要の都度 (サクラ剪定は2・3月)	
			枯枝除去	必要の都度	
	松	約95本	マツクイ虫点検	必要の都度	
	樹木		落葉収集	必要の都度	
			施肥	必要の都度	
			雪吊り	必要の都度	
			薬剤防除	必要の都度	

岩手公園					
項目	施設 (業務)	規模 数量	業務内容	業務量数量	備考
芝生管理	芝生	11,475㎡	芝生草取り	必要の都度 随時	
			芝生肥料	必要の都度 年1回程度	
			芝生目土	必要の都度 年1回程度	
			芝生刈込	必要の都度 週1回程度	
石垣	積み石	16,174.8㎡ (全体)	積み石の除草	必要の都度 年2～3回程度	
			積み石の異常観察	必要の都度 (特に地震時)	
遊具等管理	遊具等 (委託業者の点検)	3基他	遊具等点検(総合点検)	1回/年	
	遊具等		遊具等点検	随時	
	遊具等修繕		必要の都度		
その他	石碑等(占用)	18基	トーテム・ポール、石碑等の巡視	毎日巡視	
	(鳥の保護)		(「鳥の巣」の保護)	必要の都度	
	(蜂の巣整理)		(「蜂の巣」の整理) (保護・除去等)	必要の都度	
	花時計		花時計の巡視	毎日巡視	
	世界アルペン 記念碑花壇		世界アルペン記念碑 花壇の巡視	毎日巡視	
	彦御蔵	1棟	彦御蔵内の整理	必要の都度	市が行う
			火災警報装置感知時の 初期対応	必要の都度	午前8時30分～ 午後5時15分
	電線・電柱		異常の有無確認	必要の都度	
使用許可 占用許可	使用許可 占用許可	(使用・占用許可)		公園広場の使用許可 事務	必要の都度 市が行う
				公園内の占用許可 事務	必要の都度 市が行う
				公園内の樹木寄付 対応事務	必要の都度 市が行う
				公園内の樹木寄付 対応 樹種選定、現場準備	必要の都度 市が行う
	史跡現状 変更申請	(申請・報告)		石垣修復	必要の都度 市が行う
				史跡整備	必要の都度 市が行う
				樹木伐採等	必要の都度 市が行う

別表2-1

施設点検要領

- 1 従業者は、管理する公園施設について、表1の「施設名」、「点検箇所」、「点検項目」
- 2 従業者は、チェックリストを持ち歩いて、各施設の「点検項目」を点検し、異常があるときは所要の措置を行う。
- 3 所定の措置が完了した後、異常内容及び処理内容を日誌に記入する。

「チェックリスト様式」

公園施設点検簿	年度	公園	調査員	調査	年	月	日
---------	----	----	-----	----	---	---	---

岩手公園

施設名	点検箇所	点検項目
園路	路面	①破損() ②不陸 ③排水不良 ④障害物 ⑤清掃 ⑥その他
広場		①破損() ②不陸 ③排水不良 ④障害物 ⑤清掃 ⑥その他
門		①破損() ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤表示不明 ⑥施錠 ⑦油切れ ⑧その他
外柵		①破損 ②倒れ ③腐食 ④ぐらつき・ゆるみ ⑤塗装 ⑥その他
車止め		①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤その他
標識板		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装 ⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨その他
くずかご		①位置 ②破損 ③腐食 ④倒れ ⑤ぐらつき ⑥ごみの回収 ⑦清掃 ⑧塗装 ⑨その他
吸い殻入れ		①位置 ②破損 ③腐食 ④倒れ ⑤ぐらつき ⑥吸い殻の回収 ⑦清掃 ⑧塗装 ⑨その他
倉庫		①破損 ②ぐらつき ③腐食 ④雨漏り ⑤施錠 ⑥火気 ⑦物品 ⑧その他

施設名	点検箇所	点検項目
照明灯	引込み	①切断 ②たるみ ③樹木等への接触 ④地下ケーブル露出 ⑤その他
	ポール	①破損 ②ぐらつき ③腐食 ④塗装 ⑤その他
	灯具	①破損 ②紛失 ③腐食 ④点灯 ⑤清掃 ⑥その他
	配線	①破損 ②露出 ③自動点滅器 ④スイッチ ⑤安定器 ⑥漏電 ⑦その他
排水設備	側溝	①破損 ②つまり ③勾配不良 ④土砂堆積 ⑤その他
	管	①破損 ②つまり ③勾配不良 ④その他
	樹	①破損 ②つまり ③土砂堆積 ④蓋紛失 ⑤蓋破壊 ⑥その他
	本体	①破損 ②亀裂 ③すりへり ④沈下 ⑤その他
階段	手すり	①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤その他
池	水	①水量 ②水質 ③ゴミ ④生物 ⑤漏水 ⑥その他
	外柵	①破損 ②ぐらつき ③腐食 ④施錠 ⑤その他
	護岸	①破損 ②亀裂 ③沈下 ④その他
	動・植物	①生態状態異常 ②異物混入 ③その他
	水路	①破損 ②漏水 ③障害物 ④清掃 ⑤その他
流れ	装置	①異常(バルブ、配管、電気まわり) ②その他
橋		①破損 ②腐食 ③塗装 ④段差 ⑤その他
噴水・壁泉	本体	①破損 ②腐食 ③その他
	水	①水量 ②水質 ③その他
彫像	装置	①異常(ポンプ、ノズル、ランプ、タイマー、弁) ②その他
		①倒れ ②破損 ③ぐらつき ④いたずら ⑤その他
植栽	樹木	①枯損 ②倒れ ③枝折れ ④病害虫 ⑤徒長 ⑥ラベル損傷 ⑦支柱損傷 ⑧雑草 ⑨その他
	芝生(地)	①枯損 ②病害虫 ③雑草 ④清掃 ⑤その他
	花壇	①枯損 ②病害虫 ③雑草 ④その他
	生垣	①枯損 ②枝折れ ③病害虫 ④徒長 ⑤支柱損傷 ⑥その他
		⑥その他

岩手公園

施設名	点検箇所	点検項目
休憩所 四阿		①破損 ②腐食 ③塗装 ④ぐらつき ⑤汚れ、落書き
		⑥清掃 ⑦火気 ⑧その他
		①破損 ②腐食 ③塗装 ④ぐらつき ⑤汚れ
		⑥固定不良 ⑦溶接不良 ⑧その他
ベンチ 野外卓		①破損 ②腐食 ③塗装 ④ぐらつき ⑤固定不良
		⑥腐食 ⑦塗装 ⑧その他
パーゴラ		①破損 ②腐食 ③倒伏 ④ぐらつき ⑤固定不良
		⑥腐食 ⑦塗装 ⑧その他
飲用水栓		①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④漏水 ⑤土砂堆積
		⑥紛失(蛇口、桟蓋) ⑦汚れ ⑧排水不良 ⑨その他
時計		①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④漏水
		⑤バッテリー ⑥その他
ブランコ	本体	①破損 ②倒伏 ③ぐらつき ④腐食 ⑤塗装 ⑥その他
	吊金具 鎖	①破損 ②腐食 ③磨耗 ④ボルト ⑤油切れ
	乗板	⑥がたつき ⑦その他
		①破損 ②腐食 ③ボルト ④すべり
	安全柵	⑤突出・ささくれ ⑥その他
その他の遊 具等		①破損 ②倒伏 ③ぐらつき ④腐食 ⑤塗装
		⑥周囲の障害物
		①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤ささくれ
		⑥切断 ⑦すりきれ ⑧ゆるみ ⑨その他
		①破損 ②清掃 ③その他
記念碑	本体	①損傷 ②塗装 ③清掃 ④落書き ⑤その他
	窓・扉	①破損(ガラス、蝶番、扉、錠、窓枠) ②落書き ③その他
	便器	①破損 ②汚れ ③その他
	水栓便器 (給水施設)	①破損 ②故障(タンク、コック、バルブ) ③つまり
		④漏水 ⑤その他
便所	排水施設	①破損 ②つまり ③その他
	灯具	①破損 ②紛失 ③腐食 ④点灯 ⑤清掃 ⑥その他
	城壁石積	①石積法面異状 ②石積落石崩壊 ③その他

別表2-2

岩手公園修繕一覧

施設等の場所	修繕施設等名称	数量	施工方法等	摘要
岩手公園	(日常的な修繕)			
	照明灯の電球交換	一式		
	水道蛇口、水飲み蛇口の交換	一式		
	器具の小規模塗装	一式		
	施設の壁面等の小規模塗装	一式		
	ベンチの腰掛板の交換	一式		
	便所の便器、洗面器の交換	一式		